

薬事・食品衛生審議会 薬事分科会 化学物質安全対策部会 対象物質調査会  
化学物質審議会 安全対策部会 化管法物質選定小委員会、中央環境審議会  
環境保健部会 PRTR 対象物質等専門委員会 合同会合 運営方針

## 1. 検討内容

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する第一種指定化学物質及び同条第 3 項に規定する第二種指定化学物質の指定の見直しについて、専門的見地から検討を行う。

## 2. 開催形式

毎回、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会対象物質調査会（以下「調査会」という。）、化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会（以下「小委員会」という。）及び中央環境審議会環境保健部会 PRTR 対象物質等専門委員会（以下「専門委」という。）を、合同会合の形式を取って同時に開催する。合同会合の名称は『薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 PRTR 対象物質調査会、化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会、中央環境審議会環境保健部会 PRTR 対象物質等専門委員会 合同会合』（以下、「合同会合」。）とする。

## 3. 座長

- (1) 調査会の座長（以下「調査会長」という。）、小委員会の座長（以下「小委員長」という。）及び専門委の座長（以下「専門委員長」という。）の共同座長とする。議事進行については、調査会長、小委員会長及び専門委員長が毎回、交代で行う。
- (2) 調査会長に事故があるときは小委員長が、小委員長に事故があるときは専門委員長が、専門委員長に事故があるときは調査会長が、議事進行を代理する。

## 4. とりまとめ

議決が必要な場合は、調査会、小委員会及び専門委がそれぞれの運営ルールに則って行う。議事終了後の微細な字句修正等、調査会、小委員会及び専門委の間で調整が必要となる場合は、調査会長、小委員長及び専門委員長が共同でそれを行う。検討結果については、各会が所属の審議会の部会等に対して報告を行う。

## 5. 会議の公開

- (1) 合同会合は公開とすることとし、会議において非公開と決したものを除き、配付資料についても公開する。
- (2) 共同座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な措置を課することができる。

## 6. 会議録、議事要旨

- (1) 会議録について
  - ① 会議録は、発言者の氏名を記載したうえで、発言内容を正確に記載する。
  - ② 会議録は、合同会合に属する委員等に配付する。
  - ③ 会議録は出席した全ての委員の了承を得た後に、厚生労働省、経済産業省及び環境省ホームページへの掲載等により公開する。
- (2) 議事要旨について  
議事要旨については、事務局の責任で作成し、厚生労働省、経済産業省及び環境省ホームページへの掲載等により速やかに公開する。

## 7. 今後のスケジュール

時期	会合等	検討内容等
令和元年12月3日 (本日)	第1回合同会合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 合同会合の設置について</li><li>・ 対象物質の選定の考え方について</li></ul>
令和2年1月～3月頃	第2回、第3回合同会合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定化学物質について</li><li>・ 取りまとめ</li></ul>

必要に応じて、第4回合同会合を開催。